

秩父市議会基本条例運用規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、秩父市議会基本条例（平成28年秩父市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(自由討議)

第2条 条例第4条に規定する自由討議に係る運用は、次のとおりとする。

(1) 自由討議は、秩父市議会委員会条例（平成17年秩父市条例第264号）に規定する委員会（以下「委員会」という。）の会議において、委員長又は委員の発議により行う。

(2) 自由討議は、議員若しくは委員会又は市長が提出する議案及び市民が提出する請願又は陳情を議題とし、質疑終了後、採決の前に行うものとする。

(請願者又は陳情者の意見聴取)

第3条 条例第11条第2項に規定する請願者又は陳情者の意見陳述（以下「意見陳述」という。）に係る運用は、次のとおりとする。

(1) 意見陳述は、委員会の会議において行う。

(2) 委員会において審議を行わない請願又は陳情については、意見陳述は行わないものとする。

(3) 意見陳述を希望する者は、請願書又は陳情書を提出する際に、意見陳述申出書（別記様式）によりその旨を議長に申し出るものとする。

(4) 前号の規定による申出があったときは、当該申出に係る請願又は陳情を所管する委員会の委員長がその申出が適当かどうか判断する。

(5) 意見陳述の時間は、おおむね5分とする。

(反問権)

第4条 条例第13条に規定する反問権に係る運用は、次のとおりとする。

(1) 反問とは、議員の質問の趣旨及び論点の確認をいう。

(2) 反問を行う者は、もとの質問に対して答弁すべきものに限る。

(3) 反問を行おうとする者は、議長又は委員長の許可を得て行うものとする。

(4) 議長又は委員長は、反問の内容がそぐわない場合において、反問を制止することができる。

(5) 議員は、反問に対し答弁しなければならない。

(6) 本会議における反問は、議案質疑及び一般質問に対して行うことができる。

第5条 この訓令に掲げるもののほか、条例の運用に関し必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

秩父市議会議長 様

住 所

氏 名

印

意見陳述申出書

秩父市議会基本条例運用規程第3条第3号の規定により、次のとおり申し出ます。

1 意見陳述を希望する請願又は陳情の件名

2 意見陳述者

3 意見陳述者の連絡先（電話番号）